

若い今こそ知っておきたい遺言書

アネスティ法律事務所
弁護士 勝田 亮

まず遺言書を書いてみましょう

事例) A50歳, 先代からオフィステナント賃貸業Z産業(株)を譲り受けた。Aには, 妻B, 弟C, 妹Dがいる。Aさんの資産は次のとおり。Z産業はBに継がせたい。

①預貯金 8000万円

②Z社株式 1株の時価1万円 1000株

※現在持ち分 A500株 B100株 C200株 D200株

③Z社が事業として使用しているA名義の不動産

土地 仙台市青葉区1番町●● 評価額2000万円

建物 仙台市青葉区1番町●● 評価額1000万円

※総額 1億2千万円



遺言書がない場合・・・

民法900条3号 妻 4分の3 兄弟姉妹 4分の1

①預貯金 8000万円

B 6000万円 C 1000万円 D 1000万円

②Z社株式 1株の時価5万円 1000株

B 475株 C 262.5株 D 262.5株

③Z社が事業として使用しているA名義の不動産

BCD共有 Bが4分の3 Cが4分の1, Dが4分の1



遺言書がない場合・・・

Z社は存続の危機に陥る



①株主がC+Dが過半数

→ 妻Bが少数派になる・・・

②不動産が共有

→ Z社は自由に処分できない・・・



相続とは

- ▶ いつからはじまるか？

被相続人が死亡したとき（民法882条）

- ▶ 債務も相続するのか？

被相続人のプラス・マイナスの財産すべて
（民法896条 一切の権利義務）

- ▶ 相続するには何か手続きが必要か？

不要。死亡と同時に当然相続する。

但：3か月以内に限定承認・相続放棄



相続とは

▶ 相続人(民法889条)

配偶者＋下への相続: 子ども、孫 ①

上への相続: 両親、祖父母②

横への相続: 兄弟 ③

▶ 相続割合(民法900条)

①それぞれ2分の1

②配偶者3分の2 それ以外3分の1

③配偶者4分の3 それ以外4分の1



死んでも自由に財産処分できる？

- ▶ 1億円の預金があるとしてどうする？
 - 自分で使う！
 - …でもすべてを使い切ることはできない…
 - ▶ 遺言書を作らずに亡くなった場合どうなる？
 - あなたの意思にかかわらず財産が切り売りされる
 - あなたの意思にかかわらず分割協議がなされる
 - ▶ あなたの自由な意思にもとづいて最後の財産処分する方法
遺言書
-



遺言書がない場合の相続

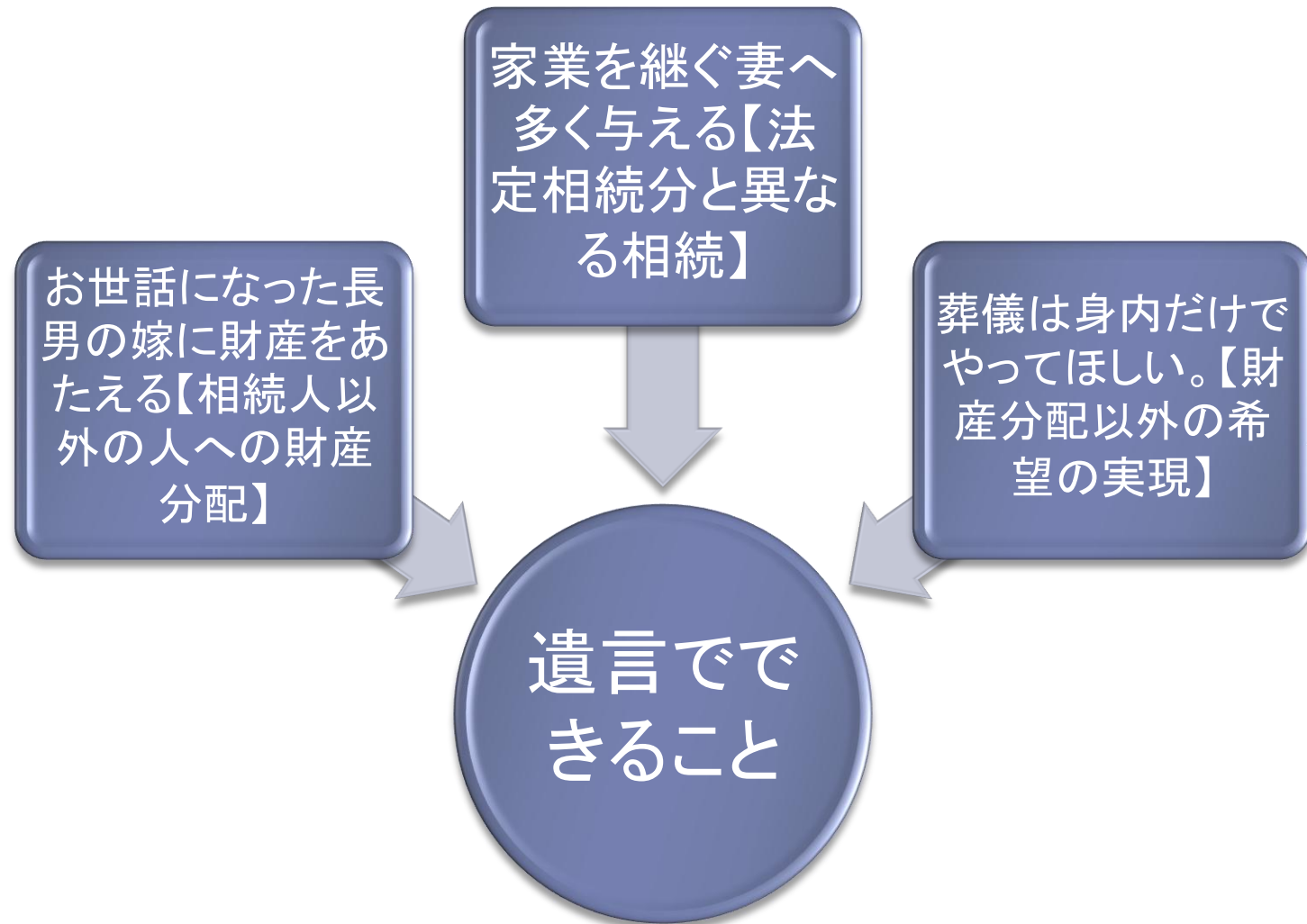
遺産分割協議

※遺産分割協議の問題点

- ・相続人が複数
 - 意見がまとまらない
 - 時間がかかる
- ・誰が相続人か不明
- ・相続財産の範囲がわからない



遺言でできること



遺言書がないと困るケース

遺言書がなくて困ったランキング

- ①事業経営者
- ②相続人の仲悪い
- ③不動産が多い
- ④離婚経験がある
- ⑤相続人の中に意思能力がない人がいる
- ⑥相続人が海外に住んでいる
- ⑦子どもがいない



遺言書があっても困ったケース

遺言書があるのに困ったランキング

- ①遺留分について考えていない
- ②遺言書の様式が法律の定めたものではない
- ③土地と建物が別々の相続人が取得する
- ④遺言書が見当たらない



遺言書を書こう

- ▶ 遺言書を書けるのは元気のうち
→ 自由な意思がなければ書けない
- ▶ 遺言書は法律の様式に基づき書こう
→ 法律で定めた以外の方法の遺言書は無効
- ▶ 遺言書を書いたことを信頼できる人に伝える
→ どこにいったかわからなくなってしまう。
- ▶ 遺言書は何度も書き換えよう
→ 1度書いたら二度と書けないことはない



遺言書の種類を確認

二大遺言書

▶ 自筆証書遺言

メリット 気軽にかける。

デメリット なくしてしまう・様式があっていない

▶ 公正証書遺言 平成22年 8万1984件(10年前の約1.3倍)

メリット 正確・なくす心配ない

デメリット 費用がかかる

▶

公正証書遺言作成費用

▶ 公証人の費用

(目的財産の価額)	(手数料の額)
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

1億円を超える部分については以下の金額を加算

1億円を超え3億円まで 5000万円毎に 1万3000円

3億円を超え10億円まで5000万円毎に 1万1000円

10億円を超える部分 5000万円毎に 8000円

→詳しくは公証人役場に問い合わせる(上記他に、書類作成事務費用等かかる)

※弁護士に依頼した場合は、上記以外に弁護士費用が別途

遺言書

遺言者Aは、次のとおり遺言する。

1 遺言者は、妻B(昭和40年1月1日生まれ)に以下の財産を相続させる。

①所在 仙台市青葉区1番町

地番 1丁目1番

地目 宅地

地積 1000.00m²

②所在 宮城県仙台市青葉区〇〇

地番 1丁目1番

種類 事業用建物

構造 鉄筋コンクリート造り3階建

③Z社株式のすべて

④●銀行××支店に対して有する遺言者名義の普通預金債権全部

- 2 C(昭和43年2月2日生まれ)に以下の財産を相続させる。
甲銀行××支店に対して有する遺言者名義の普通預金債権全部

- 3 C(昭和45年7月7日生まれ)に以下の財産を相続させる。
乙銀行××支店に対して有する遺言者名義の普通預金債権全部
- 4 本遺言書に記載のない遺言者名義の財産の一切を妻Bに相続させる。

(付言事項)

私が死んだら、CDは妻Bを支えて、Z社を未来永劫存続する会社として育てて欲しい。

平成24年4月5日

宮城県仙台市青葉区〇〇町××番△△号

遺言者 A 印

